

大学ポートレート運営会議関係規則等

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構組織運営規則（抄）

平成16年4月1日

規則第1号

最終改正 令和6年3月29日

（大学ポートレート運営会議）

第22条 機構に、大学ポートレートによる情報の公表・活用など運営に関する重要事項について審議する大学ポートレート運営会議を置く。

2 機構長は、大学ポートレートの運営に関する重要事項の決定にあたっては、大学ポートレート運営会議の審議結果を十分尊重することとする。

3 大学ポートレート運営会議は、委員13人以内で組織し、委員は、機構長が委嘱する。

4 大学ポートレート運営会議に、大学ポートレートの運営に関し専門の事項を調査するため、専門委員を置く。

5 専門委員は、機構長が委嘱する。

6 委員、専門委員は非常勤とする。

7 委員、専門委員の任期その他大学ポートレート運営会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構大学ポートレート運営会議規則

平成26年6月27日

規則第2号

最終改正 令和6年3月29日

（目的）

第1条 この規則は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構組織運営規則（平成16年規則第1号。以下「運営規則」という。）第22条第7項の規定に基づき、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の大学ポートレート運営会議（以下「運営会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（委員の任期等）

第2条 運営規則第22条第3項に規定する委員の任期は2年とし、その欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 運営規則第22条第4項に規定する専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（委員の構成）

第3条 運営会議の委員は、次項に掲げる大学の関係者により推薦された者及び学識を有する者等とする。

2 大学の関係者として、運営会議の委員を推薦するのは次の者とする。

一 設置主体別の大学団体

国立大学協会、公立大学協会、全国公立短期大学協会、日本私立大学団体連合会、日本私立短期大学協会

二 大学ポートレート事業の実施に関わる機関

大学改革支援・学位授与機構、日本私立学校振興・共済事業団

三 認証評価機関

大学改革支援・学位授与機構、大学基準協会、日本高等教育評価機構、大学・短期大学基準協会、大学教育質保証・評価センター

(議長及び副議長)

第4条 運営会議に議長及び副議長各1人を置き、委員の互選により選任する。

2 議長は、運営会議の会務を総理する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。

(議事)

第5条 運営会議は、議長が招集する。

2 運営会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

3 運営会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、緊急その他やむを得ない理由により運営会議の会議を開くことができない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって運営会議の議決とすることができる。

5 前項の規定により議決を行った場合は、議長が次の会議において報告しなければならない。

(意見等の聴取)

第6条 運営会議は、大学ポートレートの運営に関し、関係者の意見又は評価を聴取し、これらを十分考慮して、大学ポートレートの改善に積極的に生かすものとする。

(庶務)

第7条 運営会議の庶務は、大学ポートレート・大学情報基盤センターにおいて処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、運営会議の運営に関し必要な事項は、運営会議が定める。

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構大学ポートレート運営会議要項

平成26年10月1日

大学ポートレート運営会議決定

最終改正 平成28年3月31日

(総則)

第1条 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構大学ポートレート運営会議(以下「運営会議」という。)の議事の手続きその他その運営に関し必要な事項は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構大学ポートレート運営会議規則(以下「運営会議規則」という。)に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(運営)

第2条 運営会議の運営にあたっては、運営会議規則第3条の委員を推薦する大学の関係者とあらかじめ十分な調整を行い、議事の円滑な進行に努めるものとする。

2 前項に規定する運営会議の運営にあたり、審議事項の検討及び連絡調整を行うため、大学ポートレート運営会議に係る実務者協議会（以下「実務者協議会」という。）を運営会議に設置する。

3 実務者協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(代理出席)

第3条 大学の関係者から推薦された委員が会議に出席できないときは、議長の許可を受けて、当該委員は、各推薦者と相談のうえ、委員以外の者を出席させることができる。この場合、委員はあらかじめ代理出席者の氏名を議長に通知しなければならない。

2 前項により許可を受けた代理出席者は、運営会議において委員と同一の権限を有する。

(任期途中の委員交代)

第4条 委員を推薦した大学の関係者は、任期途中の委員の交代を望む場合には、新規の委員の推薦を行うことができる。推薦者が新規の委員の推薦を行った場合には、委員は新規委員の任命にともない解職されるものとする。

(委員以外の出席)

第5条 運営会議は、議長が必要と認めたとき、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴取することができる。

(ステークホルダー・ボード)

第6条 運営会議規則第6条による関係者からの意見又は評価を聴取する場として、ステークホルダー・ボードを設置する。

2 ステークホルダー・ボードの運営に関し必要な事項は、別に定める。

(専門委員会)

第7条 運営会議は、特定の専門事項を調査するため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に主査を置き、専門委員会に属する委員及び専門委員の互選により選任する。

3 主査は、専門委員会の事務を掌理する。

4 専門委員会に主査代理を置き、専門委員会に属する委員及び専門委員のうちから主査が指名する。

5 主査代理は、主査を補佐し、主査に事故があるときは、その職務を代理する。

6 主査は、必要に応じて委員及び専門委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(議事)

第8条 専門委員会の会議は、主査が招集し、議長となる。

2 専門委員会は、専門委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

3 専門委員会の議事は、出席した専門委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 緊急その他やむを得ない理由により専門委員会の会議を開くことができない場合においては、運営会議規則第5条第4項の規定を準用する。

(雑則)

第9条 この要項に定めるもののほか、運営会議の運営に関し必要な事項は、運営会議が定める。

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構
大学ポートレート運営会議の会議の公開について

平成26年10月1日
大学ポートレート運営会議決定
最終改正 令和6年8月29日

(総則)

- 1 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構大学ポートレート運営会議要項第9条の規定に基づき、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構大学ポートレート運営会議の会議の公開に関する取扱いを次のように定める。

(会議の公開)

- 2 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構大学ポートレート運営会議（以下「運営会議」とする。）は、次に掲げる場合を除き、原則として公開とする。
 - 一 議長の選任その他人事に関する事項を議決する場合
 - 二 議長が、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める場合、その他正当な理由があると認める場合

(会議の傍聴)

- 3 運営会議の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構大学ポートレート・大学情報基盤センターに申し出て、許可を得るものとする。
- 4 前項の許可を得た者（以下「傍聴人」という。）は、議長が許可した場合を除き、会議の開始後に入場し、又は会議を撮影し、録画し、若しくは録音してはならない。
- 5 傍聴人は、前項に規定する行為のほか、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(会議資料の公開)

- 6 運営会議の会議資料は、原則として公開とする。ただし、議長が、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める場合、その他正当な理由があると認める場合についてはこの限りではない。

(議事録の公開)

- 7 議長は、運営会議の会議の議事録を作成し、原則として公開するものとする。ただし、議長が、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める場合、その他正当な理由があると認める場合はこの限りではない。

大学ポートレートステークホルダー・ボード設置要項

平成26年10月1日
大学ポートレート運営会議決定
最終改正 令和6年8月29日

(総則)

第1条 大学ポートレートステークホルダー・ボード（以下「ステークホルダー・ボード」という。）の設置に関し必要な事項は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構大学ポートレート運営会議要項第6条第2項の規定に基づき、この要項に定めるものとする。

(目的)

第2条 ステークホルダー・ボードは、大学ポートレート運営会議（以下「運営会議」という。）において大学ポートレートの運営の改善に向けた議論をするに当たり、運営会議に対しステークホルダーの立場から意見又は評価を述べる。

(組織)

第3条 ステークホルダー・ボードの委員は8名以内とし、次に掲げる者をもって組織する。

一 高等学校等の学校関係者

二 産業界関係者

三 大学における教育情報の公表・活用等に関し識見を有する者

2 委員は、運営会議の意見を聴いて、運営会議の議長（以下、「議長」という。）が指名する。

3 委員の任期は原則として2年とし、再任を妨げない。

(主査等)

第4条 ステークホルダー・ボードに主査を置き、議長が指名する。

2 主査は、ステークホルダー・ボードで出された意見又は評価を運営会議に報告する。

3 ステークホルダー・ボードに主査代理を置き、委員のうちから主査が指名する。

4 主査代理は主査を補佐し、主査に事故があるときは、その職務を代理する。

(議事)

第5条 ステークホルダー・ボードは、運営会議の求めに応じて主査が招集し意見又は評価を述べる。

2 主査は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

3 ステークホルダー・ボードは、原則として公開とする。

(庶務)

第6条 ステークホルダー・ボードの庶務は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構大学ポートレート・大学情報基盤センターにおいて処理する。

(雑則)

第1条 この要項に定めるもののほか、ステークホルダー・ボードの運営に関し必要な事項は、議長が運営会議の議を経て定める。